

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月1日(金) 午後1時30分から午後2時11分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター4階大ホール

3. 出席委員 (41名)

会長職務代理者	9番	小清水 千明	24番	山本 一也
農業委員	1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
	3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
	5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
	7番	黒田 義人	8番	河野 順子
	10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
	12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
	14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
	16番	冨永 文夫		
	19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
			22番	安並 繁行
			25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員	1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
	3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
	5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
	7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
	9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
	11番	中村 満永	12番	西村 守
	13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
	15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
	17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
	19番	森 松実	20番	山本 豊紀
	21番	吉見 一弥		

4. 欠席委員 (5名)

農業委員	18番	藤岡 功	21番	薬師寺 悦子
	23番	山口 一光		

推進委員

22番	和田 恵子	23番	渡邊 鉄雄
-----	-------	-----	-------

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

22番	安並 繁行	25番	渡邊 与志樹
-----	-------	-----	--------

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第6条の規定による報告について
 報告第3号 農地法第6条の2第1項の規定による報告について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
 報告第5号 農地原形変更届出書について
 報告第6号 農地原形変更完了届出書について
 報告第7号 諸証明について
 報告第8号 農地法第4・5条許可について
 報告第9号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に対する回答について
 報告第10号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 (令和4年5月14日～令和4年6月15日までの事務局処理事案)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 建議について
 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	濱田 英樹	主事	入川 大希
事務補助	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長補佐	駄場崎 明英
--------	--------

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員22名、農地利用最適化推進委員21名であります。定足数に達しておりますので、令和4年7月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

皆さんこんにちは。大変暑くなりまして、梅雨も6月の28日に明けたという事で、例年より21日も早いという事で、早くも渇水の心配をしている所でございます。

野村ダムの方も70数パーセントということで、県の方も南水連合の方も対策をやらなければならないということで、もうはや動き回っている状況です。

今日、台風4号が出来た様でございます、これが沖縄の方から九州の西側、それから山陰の方を通る予想となっております。あれが来てもらえれば、雨が十分に降ってもらえるんじゃないかと思いますが、4日、5日、雨の様にはなっていましたが、今年の天気予報は前の日に変わるので分かりませんが、コメの方も穂が出る所もありますし、ミカンも摘果が忙しい所です、これからそれこそ水の心配をしないといけないのかな、という風に思っております。体の方が一番ですので、暑さに、熱中症にならない様に十分に注意をされて、仕事の方を励んでいただきたいという風に思っております。

それから先程、表彰されました3名の方々特におめでとうございます。10年の永年勤続という事で、もう十分に地元の事は分かっておられるという事でございますので、また、その他の農業委員さんの模範となるようにご指導の方をよろしくお願ひしたいという風に思っております。

それから先月の総会ですが、私と局長の方は欠席をさせていただきます、全国の農業委員会会長大会に出席させていただきました。愛媛県からは新居浜市、西条市、伊予市、そして宇和島市、それと県の会長、事務局という事で9名が出席させていただきました。私は初めてだったのですが、姉妹都市の皆さんもご出席でございましたので仙台市、大崎市、千曲市、それと当別町の会長さん、会長代行さん、事務局さんにはご挨拶をして参りました。余談ですが11月には当別町の農業委員さんが来られるような予定という事もお聞きしておりますので、またその時にはですね丁度ミカンの時期でございますので、ミカンの収穫体験をしていただいたらな、という風には思っている訳ではございますが、まあまだ詳しい事は分かっておりませんし、北海道の方も大雨が今降っております。まあご存知の様に前線が上に上がってしまったので北海道も梅雨が出来たのかなという風には思っております。そういう事で梅雨がなかった北海道ですから川自体が非常に狭いんですね。土地に対しまして川が狭いのでちょっと雨が降ったらすぐ氾濫するという状況で非常に心配をしている訳ですが、そんな状況になって居りますので、また当別町が来た時には希望者の方は出席をしていただくようになるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

それからですね、全国大会が終わりまして、長谷川代議士の方にお邪魔をいたしまして要請書を渡して参りました。大きく6つの事についての要望、農地の相続について、相続未登記農地の解消について、下限面積撤廃への対応について、農業資材の価格高騰対策について、米粉活用推進について、自給率の向上対策等々の要望をして参りました。

ちょっと挨拶が長くなったのですが、暑い中でございますのでゆっくり涼んでいただいてという事もあれなのですが、ここで体力を温存していただいてですね、また帰って農作業等に励んで頂いたらという風に思っておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

欠席報告をお願いします。

《中島次長》

はい。失礼します。本日は藤岡委員、薬師寺委員、山口委員、和田委員、渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に安並委員、渡邊与志樹委員を指名いたします。

まず報告第1号から第10号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

(報告第1号から第10号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《大塚委員》

28番です。〇〇〇〇さんは弟の△△△△さんがご病気で耕作が出来ないため、兄の□□□□さんへの所有権移転で何ら問題ないと思っております。

《末光委員》

29番の説明いたします。〇〇〇〇さん名義の樹園地を甥の△△△△さんが相手方の要望と、本人の経営拡大という事で耕作をするという事です。

《佐々木委員》

30番ですが、貸出人である〇〇〇〇さんは親父さんを亡くされてから離農をされており、この方の畑が△△△△さんの自宅の前にあるという事で、予ねてより□□□□さんが整備をして畑作りを行っておりました。今回、相手方の要望により所有権移転という事になりました。以前より作っていただいていたので何ら問題ないと思います。

《山本豊紀委員》

31番につきましてご説明します。譲渡人の〇〇〇〇さんから譲受人の△△△△さんに園地を売却するという事でございます。□□□□さんの方は農業をやっておられません。この土地は◇◇◇◇さんが親戚筋に当たるのですが、借り受けて園地をやられておられたのですが、高齢のために維持できないという事で、この度〇〇〇〇さんの方に所有権移転するという事で話がまとまりました。△△△△さんは熱心に農業をやっておられますので何ら問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

32番、〇〇〇〇さんは親子で何ら問題ないと思います。

33番、〇〇〇〇さんに△△△△さんが所有権移転という事で何ら問題ないと思います。

34番、〇〇〇〇さんは祖父であり何ら問題ないと思います。

《廣見委員》

35番について説明いたします。譲受人〇〇〇〇さんは、以前から△△△△さんの田んぼを耕作しておりましたが、□□□□さんが今後自分の田んぼを耕作することが出来ないという事で、買ってほしいというお話があり、話がまとまり所有権移転となりました。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおられ何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われる農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたし

ます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《平山委員》

9番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは地元を離れ△△△△で生活しております。□□□□さんの上の畑に入る進入路という事で何ら問題ないと思います。

《廣見委員》

10番について説明いたします。譲受人〇〇〇〇さんは現在、アパート住まいで自己住宅を計画されており、△△△△さんは父親であります。父親の田んぼを農地転用して造成をし、建築して住宅を建設したいと考えております。先程訂正がありましたように住宅と通路、駐車場。去る6月29日に小清水会長他事務局、関係者各位で現地調査をいたしました。排水に関しましても丁度近くに水路が流れており、何ら問題ないと思います。

11番について説明いたします。譲受人〇〇〇〇さんはアパートを経営されており駐車場がなく、△△△△さんと話をされ田んぼを所有権移転という風になりました。これも29日に会長さん始め事務局、関係者で現地調査をいたしました。境界もしっかりしており何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号建議について、を議題といたします。

《中島次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

《黒田委員》

失礼いたします。こちらに農業以外の意見という所で分類をしていただきまして、その中の丸印が書いてあるのですが、一番下のヒシの所、実は私が意見を出してこれは何で農業以外になるのですか。

《庵崎局長》

ここの題が農業関係以外という事ですよね、確かにおっしゃる通りこれも全て農業に関する事で、ここも農業関係以外の意見というこの記述が誤りでありまして、これについては個別の個々の意見という形で題は訂正させていただきます。すいません。こちらの誤りです。

《黒田委員》

農業生産を阻害する要因として、こちらもそういう意味で議案ではございませんが、挙げさせていただきました。26日にも集落で人に出ていただいて50メートルのボートに付けるイカリで双方から4人位が引っ張り合いをしながら除去したんですが、全体のそれでやった分は全体の10分の1に満たない。びっしり水面に生えてしまっていて、これ自体は相当広がってしまうのでこれを出すのは大変である。

これは農林課から市長の方へは行くのでしょうか。

《庵崎局長》

基本的には、2枚ものになっているものは農業委員会全体の意見書として市長に提出する分とは分けて、担当課のみに行く分になっております。

《 会 長 》

私の方から別冊という事で、各担当課の方にこういうものを出しましたという事で、市長にはお渡しします。詳しい説明は市長の方にはしませんが、担当課の方にこういう分をお願いしていますので、また予算付けの方のご配慮をお願いしますという事で話をします。意見書として出すのはこっちだけなのですが、こっちも一緒に市長

の方に お渡しいたしますので、多分市長も目を通していただけるという風に思っておりますのでその点よろしくお願ひします。先程の件、農業関係でため池とあったのでちょっとそこは外したいと思ひます。

《黒田委員》

農業委員会の意見書として出した場合には法令上のルールが伴う。
農業用のため池、何でこれを隔てる必要があるのか。

《 会 長 》

今回ですね、こうやって皆さん個人個人から要望を出していただいたのは初めてであります。これまでは大体事務局で取りまとめをして、それをお諮りして意見書として出して市長の方に出していたというなれば、下から挙げたものばかりでなく事務局が作成したものが主やったという事らしいです。今回初めて皆さんお一人お一人から何でも構いません。要望を挙げていただきましたので全て市長の方にお渡しいたします。

ただ、意見としてはこれだけでいいのか、補足として付けさせていただきます。

《黒田委員》

僕の言い方も悪かったのですが、ここに書いてある施策に関する意見書は全て大事な事ですが、それと優劣をつけた場合に土地の集落の大きなため池、幅だけでも100メートル超えますから、そういう状態になってこの池だけでなく水鳥が足に引っかけて運ぶんです。あつという間に繁殖しまして、そういう面もある訳ですが、今回初めての試みで配慮していただいているので、これから少しずつ段々もっとよくしていただいたらありがたい。

《 会 長 》

ありがとうございました。貴重なご意見いただきました。
これにいただいたように建設課が担当の場所、国土調査が担当の場所と行政の中で農家としては全部農業に関係する事であると言ひますけれども、中には職員からしたらうちの担当じゃないという方も居られますので、十分配慮しながら事務局と話し合つて、また後日見る機会があるようにしますが、ちょっと訂正し直して市長の方にお渡しをした
いと思つております。皆さんからの貴重な意見という事で市長の方にはお渡ししますので、ご理解をお願いいたします。ありがとうございます。
他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号建議について承認されます委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第3号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

（議案第4号議案書をもとに朗読、説明）

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《森委員》

82番、83番、84番、85番全て作物は水稲であります。3件更新、1件新規で委託先が〇〇〇〇で何ら問題ないと思います。

《河野委員》

86番について説明いたします。使用貸借権更新という事になります。利用権設定を受けている〇〇〇〇さんは熱心に耕作をされており何ら問題ないと思います。

87番について説明いたします。こちらについても使用貸借権更新という事で、利用権設定を受ける〇〇〇〇さんで何ら問題ないと思います。

88番について説明いたします。使用貸借権新規という事になります。利用権設定を設定する〇〇〇〇さんは数年前に父親を亡くして規模縮小傾向にあます。利用権設定を受ける△△△△君は地区でも有望な若手農家でこれについても何ら問題ないと思います。

《赤松俊雄委員》

89番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへ、□□□□さんは85歳で高齢のため、奥平さんは34歳でまだまだやれる若い世代で熱心に柑橘をやっておられます。何ら問題ないと思います。

《谷本委員》

90番について説明いたします。〇〇〇〇さんは農業をされておらず近所の△△△△さんがこの土地を当たって作るという事で、新規の賃貸借権で□□□□さんは熱心に農業をされておられますので何ら問題ないと思います。

《上田委員》

91番の説明をいたします。新規でございます。〇〇〇〇さんは真面目に農業をさ

れておられますので何ら問題ありません。

《赤松利彦委員》

92番〇〇〇〇さんの園地を△△△△さんが新規に耕作されており、熱心なので何ら問題ないと思います。

93番、94番、〇〇〇〇さんですが熱心な方で問題ないと思います。

《末光委員》

95番、96番の説明をいたします。〇〇〇〇さんの名義の柿畑を△△△△さんが耕作するという事です。□□□□さんの息子さんが柑橘と柿を作るようになっていたのですが、ちょっと本人が体を壊して柿の方を誰かいないかという事で、◇◇◇◇君と話がまとまったという事で新規で10年間です。

96番、〇〇〇〇さんの田んぼを△△△△さんがという事で更新という事で5年間になっています。

《山本一也委員》

97番について説明いたします。〇〇〇〇さん認定農業者であり経営拡大のため相手方の△△△△さんは、遠方で耕作不能という事で相手方の要望です。更新でありませぬ。賃貸借権設定になりました問題ないと思います。

《氏原委員》

98番について説明いたします。〇〇〇〇さんは△△△△にお住まいなので耕作ができないため、引き続き□□□□さんが耕作されることになりました。◇◇◇◇さんは熱心な農家で問題ありません。

《平山委員》

99番について説明いたします。〇〇〇〇さんは今年からサラリーマンを辞めて農業に勤しんでおられます。どこか耕作地がないか探しておりましたら、丁度、△△△△地区の□□□□さんの園地があるという事で借りることになりました。新規ですが問題ないと思います。

《梶原委員》

100番について説明いたします。〇〇〇〇さんの畑を△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまりました。□□□□さんは熱心に農業をされており問題ありません。

《竹葉委員》

失礼します。101番について説明申し上げます。新規でございますが設定を受ける〇〇〇〇さんは地域でも役員を率先して引き受けられ熱心に農業をされています。今回、△△△△さんの意向もありまして、□□□□さんの方で農地を作るという話に

なりました。何ら問題ないと思います。

《瀧水委員》

102番について説明いたします。これは更新でございますので問題ありません。〇〇〇〇さんも熱心に耕作をされております。

《富永委員》

103番についてご説明いたします。これは更新です。〇〇〇〇さんは高齢のため△△△△さんが耕作されるという事で、熱心にされております。何ら問題ないと思います。

《安並委員》

104番、105番の説明をいたします。設定を受ける〇〇〇〇さんは熱心に農業をやっておられます。問題ないと思います。

《土居委員》

106番について説明いたします。利用権を設定する方は〇〇〇〇さんなのですが、お田植えが済んでから体調を崩されて農業を続けることが出来なくなったという事で、利用権の設定を受ける△△△△さんは将来農業を背負って立つ期待されている方でございます。良い人が耕作してくれるようになったなと思っております。新規であります。何ら問題ないと思います。

《谷本委員》

10番について説明いたします。〇〇〇〇さんは丁度隣になる△△△△さんの畑を所有権移転という事で、□□□□さんも熱心な農業後継者で何ら問題ないと思います。

《土居委員》

11番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんから△△△△さんへ売買です。以前から借り受けて耕作していた土地を売買する事になりました。□□□□さんは熱心に耕作をされており問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

他に意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、宮口委員、谷本委員の退

席を求めます。

・・・・・・・・ 宮口委員、谷本委員退席 ・・・・・・・・

採決をいたします。

議案第4業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

谷本委員、宮口委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 谷本委員、宮口委員入室 ・・・・・・・・

以上で令和4年7月定例総会の議案を終了いたします。